

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱

〔 令和 2 年 4 月 2 日
環境局長決裁 〕

最近改正 令和 7 年 1 月 29 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、ヒグマの市街地への侵入及び家庭菜園の作物被害を抑制するための効果的な手法の一つとして、家庭菜園用電気柵（以下「電気柵」という。）を購入する市民に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭菜園 営利を目的としないで、自宅や市民農園等で野菜や果物等の栽培を行うことをいう。
- (2) 電気柵 外周の柵上に設置した電線に、電流を流すことにより、ヒグマ等の野生動物の侵入を防止する設備のことをいう。
- (3) 設置指導 ヒグマ等の野生動物の侵入抑制に効果的な電気柵の設置方法及び維持管理方法を補助金交付申請者に習得させるために、本市（受託者を含む。）が実地で行う指導のことをいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助の対象は、ヒグマ対策（ヒグマ対策に加えて実施する他の野生動物対策を含む。）を目的とした電気柵資材（セット販売品を含む。）で、次に掲げるものの購入にかかる経費とする。

- (1) 電気柵用電源装置
- (2) 柵線
- (3) 支柱
- (4) がいし（クリップを含む。）
- (5) アース棒、アース線
- (6) 危険表示板
- (7) 電気柵の電圧を測定する回路計
- (8) その他市長が認めるもの

2 電気柵の設置にあたっては次に掲げる方法で設置すること。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 74 条
- (2) 電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号）第 192 条

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けられる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内で家庭菜園を行っている者
- (2) 同一世帯で、補助金の交付を受けようとする年度の前年度から遡って3年度の間
に同補助金の交付を受けたことがない者（令和5年度までに同補助金の交付を受けた者を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、申請1件あたり、購入金額（税込）の2分の1（ただし、千円未満切捨て）とし、4万円を上限とする。

(補助の申込及び決定)

第6条 補助金の交付を申し込もうとする者は、次に掲げる事項を、所定の方法により市長あて申し込まなければならない。

- (1) 氏名
 - (2) 郵便番号、住所、電話番号
 - (3) 電気柵の設置場所
 - (4) 電気柵の設置目的（対象動物）
 - (5) 設置指導を受けることへの同意
- 2 市長は、前項により申し込まれた事項が第4条の要件を満たすことを審査した上で、先着順に補助を決定し、申請期限とともに、家庭菜園用電気柵購入補助決定通知書（様式1、以下「補助決定通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果により補助することが不適当と認めたときは、家庭菜園用電気柵購入補助不決定通知書（様式2）により当該申込者に通知するものとする。

(設置指導)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、第3条に規定する電気柵資材を購入したのち、設置指導を受けなければならない。

- 2 前条第2項の通知を受けた者は、設置指導を受けたい旨を市長又は市が委託する事業者（以下「市長等」という。）に申し入れるものとする。
- 3 市長等は、前項の申出があった際には、前条第2項の通知を受けた者に対し、設置指導を行うものとする。
- 4 市長等は、設置指導を行った際には、その旨を記録し、適切に保管することとする。

(補助金交付申請)

第8条 前条第1項の設置指導を受けた者は、家庭菜園用電気柵補助金交付申請書（様式3）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 購入したことを証明する書類（申請者名宛に販売店等が発行し、販売日、品名、販売価格内訳を明記したもの）

(2) 市内に住所を有することが確認できる書類

(3) 補助金交付申請書に記入した銀行口座が確認できる書類

2 前項の申請は、第6条第2項による通知のあった日から原則60日以内に行うものとし、期日を過ぎてからの申請は無効とする。ただし、期限内に申請することが困難な理由を事前に申告し、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りではない。

（補助金額の確定等）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容及び申請額等について審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、家庭菜園用電気柵購入補助金額確定通知書（様式4、以下「補助金額確定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（購入後の調査）

第10条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項についてのモニター調査を実施することができる。

(1) 電気柵の使用状況等を確認するためのアンケート調査

(2) 電気柵の効果を確認するための写真撮影

(3) 広報誌等への取材及び掲載協力

(4) その他市長が特に必要と認めること

（申請の変更）

第11条 補助決定通知書又は補助金額確定通知書を受けた者（以下「補助決定者等」という。）は、補助申込又は補助金交付申請（以下「補助申込等」という。）の内容を変更するときは、家庭菜園用電気柵購入補助申込等変更申請書（様式5）により、市長に申請しなければならない。

2 第6条第2項及び第3項、又は第9条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（補助の決定及び補助金額の確定の取消）

第12条 市長は、補助決定者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定又は補助金額の確定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたことが明らかになったとき

2 市長は、前項の規定に基づく取消を行うときは、家庭菜園用電気柵購入補助決定等取消通知書（様式6）により補助決定者等に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金額の確定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、家庭菜園用電気柵購入補助金返還命令書（様式7）により期限を定めて返還を命じるものとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

電気設備に関する技術基準を定める省令 抄（平成 9 年通商産業省令第 52 号）

第 74 条 電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。）は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。

電気設備の技術基準の解釈 抄（20130215 商局第 4 号）

【電気さくの施設】（省令第 67 条、第 74 条）

第 192 条 電気さくは、次の各号に適合するものを除き施設しないこと。

- 一 田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設するものであること。
- 二 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
- 三 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
 - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
 - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
 - （イ） 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
 - （ロ） 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源
- 四 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
 - イ 電流動作型のものであること。
 - ロ 定格感度電流が 15mA 以下、動作時間が 0.1 秒以下のものであること。
- 五 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。
- 六 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する電路において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。